

徳島市監査委員告示第11号

令和7年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年3月31日

徳島市監査委員	笠井 寿 範
同	藤原 晃
同	須見 矩 明
同	藤田 真由美

経政発第489号

令和8年3月2日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰良

令和7年度財政援助団体等監査結果（令和8年2月2日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

株式会社バルと徳島市中心市街地まちづくり協議会の共同体

所管部課：経済部 経済政策課

<p>指摘事項</p>	<p>(株式会社バルと徳島市中心市街地まちづくり協議会の共同体)</p> <p>1 金銭の収入、支払いに必要な入金伝票及び会計伝票が作成されていなかった。</p> <p>経理規程第15条第1項に「入金伝票に出納責任者の承認印を受けた後、収入しなければならない」、同条第2項に「会計伝票により出納責任者の承認印を受けた後、支払わなければならない」とあるものの、入金伝票及び会計伝票が作成されていなかった。</p> <p>経理規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>伝票は、取引事実の記録、証憑と紐づいた現金管理、勘定仕訳、入出金に係る組織としての意思決定の証跡確保等の機能を果たすものですが、同団体に報告を求めたところ、実務としては、伝票に匹敵する処理が確保されていることを確認しております。</p> <p>問題は、経理規程に定める「伝票による処理」の形式がとれていないことですが、会計ソフトを主体とした会計処理では、伝票の記載項目と会計ソフトへの入力項目が重複するため、これらを併用した場合、全体として事務処理の効率低下が生じてしまいます。</p> <p>新町及び紺屋町地下駐車場の指定管理事業においては、会計処理を担う株式会社バル本社において、請求書や領収書などの原始証憑から会計ソフトへ直接入力できる環境にあり、伝票を用いずとも適正な会計処理の確保が可能であると考えられることから、同団体では、今回の指摘を踏まえ、伝票作成を前提とした経理規程をあらため、実務実態を踏まえた規程に改正する措置をとったところです。</p> <p>今後、その運用状況を確認するなどにより、適正な事務処理に努めてまいります。</p>